

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可します。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

3月定例議会におきまして、一般質問を行いたいと思います。

今回私は4つの項目であります。全体を通しまして防災に関してであります。昨年この議会が終わったのが3月11日でありました。奇しくも3月11日、昨日1年を迎えて翌日の定例議会。改めて私は昨年の3・11を振り返ってしっかりと江差町が見直すという気持ち、立場で質問したいと思います。

その前に私、今回の町長の執行方針を見まして、大変、違和感を感じました。昨年の3・11は本当に日本で言いますと、戦後最大の国難。戦争で日本が立ち直ってきた30年40年、新しく生まれ変わった日本がまた違った形で大変な困難に陥っている。ある学者は3・11で日本は変わってしまった。世界は変わってしまった。これは原発も含めてであります。多くの自治体で2月もしくは3月の定例議会で色々な形で知事さん、市長さん、町長さん方はこの3・11に対しての思いも含めて述べております。私は可能な限りネットを通して知事や市長や町長さん達の読ませていただきました。色々な立場がありますけれども、本当に1年を振り返って3・11をどう捉えるか。その立場でどう自治体を見つめ直すか。単なる防災問題ではなくて、生き方を含めてきちんとした哲学が残念ながら今回の町長の執行方針には感じられなかったという事を冒頭指摘させて頂きたいと思います。

私は昨年の6月議会、9月議会、12月議会でもこの防災関係。特に3・11以降の関連で何点か取り上げて参りました。私も昨年、気仙沼、陸前高田、南三陸町に合わせて1週間位9月末に行って参りました。今年2月に広島県、ごめんなさい。福島県、各町、浪江にも20キロ圏には入りませんでしたが、かなり近い所まで行って参りました。瓦礫の問題、避難者の問題、特にこれからどう立ち直っていくのか、防災の問題。そういう事を私なりに勉強して今日質問を4つ組み立てましたが、順次お聞きしたいと思います。

まず1番目。何て言ったら今回の3・11の教訓はこの数日、連日テレビ・新聞でやっておりました。早く、高い所に、戻って来るな。この3つ位を言っている人が結構いました。我々これから防災訓練にしても避難訓練にしても、分かりやすい言葉で、しかし着実にきちんと行政と地域と合わせた計画を改めて見直さなければならぬと思いますが、その上で町長の執行方針に「津波を想定し、海岸に面した地域を対象とした防災訓練や、津波避難全体計画の作成、避難所の見直し」等々あります。改めて基本的な事になりますが、この津波避

難計画。これは今、国・道で色々指針と言いますか、出ております。考えられる最大の津波で見直すという事で、国も今また見直しで一定の部分が出て、北海道も今見直すんでしょうか。いずれにしてもそれを受けての計画だと思いますが、江差町としての計画。さらには防災訓練。避難所の見直し。これはこの間ずっと町長も言われてきた事ですし、今回もそういう観点の事だと思いますが、少し具体的に教えて頂きたいと思います。

それで私は前段にも申し上げましたが、行政だけでやれとは言いません。行政となんて言ったって地域。被災に遭われる地域の方々も含めて、日常からそういう計画を作っていかなければならないと思いますが、そういう観点の、去年1年間いろいろやり取りさせて頂きましたが、2問目以降にも言いますけれども、地域住民と一緒にやっていくという事が本当に無いというか、薄いというか感じます。その点で、この1年間江差町としても全力を尽くして諸計画を作るとは思います。最初から地域を巻き込んだそういう計画を作っていくと、推進していくという立場を求めていきたいと思っておりますけれども、その点についての町長のお考えを1問目としてお聞きしたいと思っております。

(議長)

「町長」

「町長」

小野寺議員の1問目のご答弁を申し上げたいと思っております。

まず最初に3・11の大地震及びその放射能対策に対する思いが無いと、私の執行方針にそういう事が無いと。私達だってそんなことは百も承知だし、言葉には出しておりませんが、それらの対応については出来るだけの事はしていかなければならないという思いは忘れてはおりませんので。「活字にしたから、しないからという問題ではない」と私はそのように思っておりますのでご理解頂ければと思っております。

市町村の津波避難計画につきましてですが、昨年の東日本大震災を受けて全道の沿岸市町村で策定が求められており、策定の為の道主催による研修会もこれまで5回程開催されているところでございます。この全体計画につきましては、最寄りの自治体や先事例の提供も受けておりますので、それらも参考にしながら又町の防災会議を開催して意見を伺いながら実のあるものにしていきたいと考えているところでございます。

尚、津波避難計画の全体計画を策定後に地域住民の参加によるワークショップなどで意見を頂きながら、地域毎の地域計画の策定も求められております。そしてその地域計画を全体計画の中に反映させながら、両方の計画の整合性を

図る仕組みになっておりますので、その段階で各地域の自主防災組織や町内会・自治会など住民の方々のご意見を反映させていきたいと考えているところでございます。

次に防災訓練でございますけれども、地震・津波・大雨による浸水など地域の災害図上訓練は23年度も実施しており、町の津波対策事業として現在津波避難通路・海拔表示の看板設置も進めております。新年度はこれらを利用しながら津波を想定した避難訓練を実施致します。内容は海岸沿いの地区を対象に複数の町内会で範囲を区切り、自宅から安全な高台までの避難を中心としたものとしたいと考えております。併せて予め役場職員や関係機関の職員を配置してから開始する従来型の避難訓練ではなく、住民が中心となり図上訓練と避難訓練を組み合わせた形でより現実的なものにしたいと考えているところでございます。

避難所の見直しにつきましては、町の防災計画の見直し、或いは津波避難計画の策定とも関連するものと認識しております。津波警報等の発令に伴う避難勧告や避難指示を出した場合には、まずは避難所ではなく高台に逃げて頂き、津波の恐れが無くなった段階で自宅が被災された方は避難所で過ごして頂くことになります。津波の規模によっては避難所そのものが倒壊や浸水などにより使えなくなることも想定される訳ですが、そういう場合に備えて標高の高い場所にある公共施設や寺院なども含め、避難所の代替利用ができる施設を確保して住民の方々に周知するよう努めて参りたいと思っております。以上です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

何点か再質問いたします。

先程、町長から地域防災計画の見直しのことも触れました。これは当然、国の新たな考え方で見直さなければならないということなんですが、課長。これは課長でいいと思うのですが。今の地域防災計画は、昔は1つの冊子でしたから我々も含めて部分的に応急的に直すことがあっても、事務段階は良いですけども我々が貰うとしたらちょっとしんどいなと思ったけど、今なんて言うんでしょうか。1枚1枚何方式と言うんでしょうか。その部分だけでも直そうと思ったら直せますよね。それで大変事務的なことを先に聞きますが、例えば江差この間何回も変わっていますよね。名前が。今の地域防災計画、あれも課の名前合わないですよ。多分課長分かっていると思うのですが。ちょっと形式

的かもしれませんが、しかしきちっとした役場内の本部体制、どこが何やる、どこが何やる、って名前違うんですから。解っていますよね。という事も含めて私必要な所は国が、道が言われた時点で地域防災計画を見直すのではなくて、必要な所はきちんと見直していくという事を冒頭求めたいと思います。答えがあればですね。

それで2, 3再質問ですが。

先程、町長から津波。高い所に。そうです。先ほど私言いました。早く、高い所へ。それで南が丘とか高い所は限られているんですよ。これ1年間かけてどこまで検討できるか。例えば柏だとか、楯川だとか、挙げればきりがありませんけれども。そういう所も含めて5分以内で、国の何か読んでいったら要は近い所に逃げるような場所の確保という事も。ごめん。徒歩15分圏内か。15分ですね。これ国の何かあるんでしょうかね。避難困難地域とか、作るのに。徒歩で15分圏内。それで避難困難地域というのは、まだ明確にきちんとしなさいとなっていないので江差町どうなっているのか分かりませんが。そういうような事も含めてこれは多分、国の地域防災計画の見直しの中でルール出てくるはずなのですが、これは地域の人にとっては非常に危機感ある問題です。そういう事についても課長に言って恐縮ですけれども、1年間かけて本当に地域の人に介していくという事をやっていかなければならないと思うんです。それで色々あるけれど、1つとしてそういう高台と言ったってそう簡単に徒歩で15分と言ったってゆるくないという部分について、どういう問題意識をこの半年見直しの中で思っているのか。当然内部検討で、去年から言われていますからね。それが1つ。

もう1つ。冬場。災害はいつあるか分かりません。それで備蓄の問題。特に冬場ですと仮に避難場所が確保できたとして、その避難場所にどれだけ備蓄があるか。これも何回も言われていますが。国ですか道ですか、調査色々していますよね。それで改めて地域防災計画もう一回見ましたけれども、よくよく見たら私も失敗したんですが。江差町としての防災倉庫、防災資材については地域防災計画の中に充分かどうかは別としてありますが、はっきりしているのはそれぞれの避難地域場所として指定されている所については明確になっていないというか、無いですよ。そこら辺、今どのように押さえていてどう考えているのか。予算に多分無いと思うんですけれども。この備蓄の問題については3・11で本当に大きな教訓になりました。この点どういうふうに考えていらっしゃるか。これで2つでしょうか。

3つ目。避難指示。避難指示しても結局、その避難指示を「聞こえなかった」というのは別として、避難指示が分かっても避難しない。いろんな統計がありますが、改めて調べて函館。最近テレビでも改めて去年のありますけれど

も函館1人死者でしたが、改めて数字見たらその一定の避難しなさいという所1,900人、違うか。避難した人が1,900人でその避難しなければならない地域の指示の6.2%。これは色んな所で3%とか2%とかありました。それでこの避難指示に対してしっかりとした地域が避難指示の意味合いを理解するとしたら、これもまた文章に書いてその通り避難したからといって済む問題ではない。さきほど地域と一緒にになってという事もありました。これは地域と一緒にやる時において、最後は的確な情報で「避難しなさい」と指示を出した時に、避難指示が良く分からないという部分もこれも半年、1年かけて改めて避難指示という意味合いについては町民と共有しなければならないと思うんですけれども、そこら辺の問題意識をどのように考えているか。とりあえず再質問。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

今、大きく分ければ3点ほどご質問頂きました。1番2番3番バラバラというか、複層する部分もある答弁になるということでご理解願いたいのですが、

おっしゃる通り、1点目の高台に逃げる15分というのは1つの指針ですので、地震ではなくて津波を想定した話ですけれども、それが本当に15分から20分30分余裕があるのか。あるいは5分なのかという問題があります。15分というのは、確かに国と道が15分である程度高台に逃げればという1つの基準になっておりますが、私共それを含めてですね。というのは、地域によって15分は我々みたいに普通に歩ける人間にとってみれば、1km以上歩ける計算になりますので問題ないのですが、やっぱりお年寄りとか体の弱い方っています。実はその計画というか津波避難計画というのは地域の声を聞くというよりも、趣旨とすれば地域計画の方は住民の方が主体となって作っていると思うんです。要は住民主体で作っている。その中に図上訓練のパターンで言えば、「普段ここにいる時に何分あればどこに逃げられるんだろう」という事をずっと想定するという、そういう形を今考えている訳です。従って、例えば椴川も地域の方が高台に逃げるといような階段を設置しましたが、そういったものも含めた中で地域計画は皆さん方のご意見を聞きながらやっていく。

それと3番目の避難指示の関係、違うな。2番の資材にも関係あるんですけれども、いろんな後の方の答弁になりますが、協定等々の中では建物というのも油とか水というのは、被災する状況でどういう状況になるかと、はっきり言

えませんが、備蓄というかその部分なんです。通常で言うと食料とかそういう部分の備蓄は正直言って町は持ち合わせておりませんが、当面の石油うんぬんというのは施設があればそこでは凌げるという事も、含めた中で避難計画を全体でやっていくという事になります。順番が飛びますが、冒頭の計画の文言の整理。これは当然やっていくという事で。

あとは3点目の避難指示の関係ですけれども、これが実は1番大きな問題でして、放送は当然かけますが、津波の場合昨今国なり道でも大津波警報が出ている間は消防とか警察、我々含めて高台で安全な所で警報が解除されるまでは現場待機という指示になっているんです。つまり危ないからと言って我々が、或いは消防が下に行けないという状況なんです。従って先ほどの話に戻って、とすればもし高台にいて我々も警報が解除されるまで下がれないとする時に、先ほどの自主防災組織ではないですけども、地域の方が「それじゃ、どうやって避難指示が出たらすぐ逃げるんだ」という意識をもう一度私達は周知徹底という意味で、この避難計画その地域計画の中身で含めてご理解お願いしていきたいと思います。以上です。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

1つだけ。備蓄の関係。

実は昨日、南が丘で3・11を振り返るという事で防災の集いをやったんですけども、その中で住民の方から「寒い時南が丘ふれあいセンターに来て、寒くて電気もなくてどうなんだべ」と、その非常用バッテリーというんですかね、出たんですけども無いと。それで先に言ってしまいますけれども、町の地域防災計画の中には避難所の寒冷対策ということで、電源を要しない暖房器具だとかそういう色々な物を備蓄するとは書いていないんです。努める。なんぼでも逃げれるんですよ。どこ見ても努める、努める、努める。だからこの計画は何なのかなと。それで1つ2つくらい。課長、この1年間かけて例えば避難所。そういう備蓄関係については計画的に考えがあるのか無いのか。簡単に教えて下さい。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

備蓄という点については、食料的な物は現在考えておりません。それともう1つ。バッテリーとかそういった電源関係ですね。それについてはですね、対応できるもの。これは今各町内会含めて数を全部用意するのは大変な大きなものですから、今具体的に1個2個3個ずつという事は言いませんが、基本的にはそういった色々な言われているものについては必要の度合いを見ながら検討して参りたいと思います。

(議長)

2問目いいですか。

「小野寺議員」

2つめ。「自主防災組織・災害時要援護者対策」

これはこの間ずっと言ってきましたので、町長、担当課長、趣旨は分かると思いますので読み上げます。自主防災組織の立ち上げ、事業推進に町も一層の支援をしなければならない。進まない現状で今どうなのか。2つ目。その要援護者の把握、日常的な取り組み、地域福祉計画との関連もあるが遅々として進んでいません。進んでいないんですよ。それで地域任せでは駄目だと思うんですが、地域福祉計画との関連ありますけれども今年早急にやるという事で決意の意味合いも含めてお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」

「町長」

自主防災組織の必要性も強く言われているところであり、江差町でも一昨年からは各町内会・自治会を中心に自主防災組織の立ち上げをお願いしており、現在まで32町内会のうち6つの町内会及び自治会で自主防災組織の立ち上げをして頂いたところでございます。支援ということでございますけれども、自主防災組織あるいは町内会で行う訓練や学習会などは町としても積極的に関わって参りたいと考えておりますが、組織立ち上げに関しての予算措置は予定してございません。また備品などにつきましては、それぞれの地域の中で共用できるものを勘案しながら敷材の整備で大きく予算を伴うような事があった場合には協議して参りたいと考えております。

日常生活での高齢者の見守り、災害時要援護者の支援については、地域と共有する課題であり、地域による連携・協働体制の下で進めていかなければならないと考えております。災害時要援護者の対象については、平成21年のイン

フルエンザが大流行した際に、一人暮らしの高齢者の健康確認のため対象者リストを作成し、個別訪問を行いました。それ以降も、一人暮らし高齢者、重度の要介護認定者、障害者等のリスト整備に努め、現在、約2千人の要援護の候補者台帳を持っているところでございます。

しかし、対象者の細部にわたる生活実態の把握、また、災害時での公的な機関の活動には限度があり要援護者への迅速な対応が難しい現状にあり、町内会・避難支援者・民生委員・自主防災組織などにつくられる支援組織の体制整備が大きな取り組みになると考えています。

4月に入りますと、町内会連合会、老人クラブ連合会など各団体の総会が予定されており、一人暮らし高齢者や夫婦老人世帯の現状などをお示しし、支援の必要性を説明しながら参画を求めて参ること、各地域に出向いての体制整備に向け、参画への説明を予定しております。早期に体制がつくられるよう、支援に取り組めるよう努めて参りたいと考えております。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

自主防災組織。

一定の地域のそれなりの体制が整っている所は頑張れば出来るかなと思います。これは課長とも色々話したことがあります。中々そうではない所、これは単に自主防災組織だけではなくて、地域そのものの高齢化だとか減少化だとかいろんな課題が全部重なって自主防災組織の現状だろうと思うんです。そういう意味では、掛け声だけではいけないというのがはっきりしていると思うんですよね。そういう意味では町長この間、役場の職員が地域に貼り付けてやるのありますよね。ああいう役割の人達も含めて自主防災組織を側面というふうに私は言った方がいいと思うんです。全部行政がやってしまったらそれは自主防災組織でもなんでもないので、ですからそれは分かりますが。一定の側面的な部分で相当力を貸さなかったら、出来ないと思うんです。そういう意味で本当に課長に申し訳ないんだけど、改めて新年度に100%目指してこういうふうに行っていくという事もちょっとお聞きしたいんですよ。防災訓練にしても、いろんな地域の津波の想定にしても、さっきも1問目でお聞きしましたけれども地域を巻き込むという事は、自主防災組織という事をきちんと形がある所がより協力体制もとれるという所もでてくると思うんです。情報も含めて。ですから改めて自主防災組織を頑張ってもらいたいと思うんですが、もう少し具体的な方法論。

ごめん、町長。もう1つ。災害時要援護者。これは地域福祉計画で色々課長からは新年度の事を教えて頂きましたけれども、今のこの地域福祉計画の考え方ではなかなかゆるくないと思うんですよ。結局、これ担当課長に聞きたいですけれども。課長、あれですか。江差はもう一回情報は手上げ方式、同意方式、そして情報共有方式、この3つを一緒になってやるんですか、課長。これ道の資料かな。私もいろいろ調べたんですけども。江差町は同意方式と手上げ方式と関係機関共有方式を3つ組み合わせた方法で災害時要援護者名簿の整備を進めていくというアンケートに答えているんですね、江差町ね。それで私よく分からないんですよ。同意方式と手上げ方式と関係機関共有方式を3つミックスしてやるのは結構無理があると思うんですけどもね。私は何回も持論言いますが、課長に言うけれども、情報共有方式。これを限りなく追及しなければ名簿作っても、さっき町長の答弁でありました。なんぼ名簿作ったって来ないですよ。下りないですよ。情報共有方式という方を選択すればそれは国の通達で、例えば自主防災組織にその名簿を渡せるという一応括りにはなっている。改めてこの災害時、要援護者の把握について今の江差町の考え方をもう一回きちんと聞きたい。

(議長)

「町長」

「町長」

ご答弁申し上げたいと思います。

町職員の協力員制度も含めて、体制整備は他の町より整えているつもりでございます。しかしこれだけの距離ある段階で、今災害あったらどうしますか。職員がそういう協力体制を設けていながらも五厘沢まで走られますか。理想論は理想論ですよ。ですから地域の中で必要最小限度、自分達が逃げられる範囲、それは最大限自分達で逃げなければ自分の命を守れる保証がない訳です。私達が行くまで待っている訳にいかない訳ですから。そういう体制を是非とも地域の方々に理解し、そして体制整備がされていない所もある。それは私も分かりますよ。しかし、整備されていないからといって私達行くまで待っているという話は無い。はっでも、ずっでも、逃げなきゃないんですよ。

そのことをやっぱり地域の中で理解してもらわなければ、いくら行政がやらなければならないことであっても限度があります。必要最小限度のことについては行政はやっていく覚悟はありますから、それらのことについては是非、地域の中で皆さん方と自分の命は自分で守るという前提に立ったそういう対応を考えてほしいなと思っております。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

取りまとめについてでございますけれども、この間、ずっと議員と色々ご意見を合わさせて頂きました。

基本的には、まず要援護者の同意を得た中で進めていかなければならないというふうに考えております。当然その前に、広報等で全世帯にこの制度の周知をして手をあげてくるという方向もきちんと選択に入れながら。そして先ほど言いました同意というのが基本でありまして、それから町内会・自治会の皆さんの協力を得ながら取りまとめしていかなければならない状況もあると思います。また町内会に入っていない方につきましては、民生委員を通して取りまとめをしていきたいというふうなことが基本だと考えております。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

町長分かります。ただ私言ったのは、役場の協力員の方が災害時にその現場で張り付けという事ではなくて、自主防災組織を作る手立て、手順。やっぱりゆるくないと思うのは、私はもっと自主防災組織というのはもう少しゆるやかに作れても良いと思うんです。ただ手続き手順が事務的に色々作ってとか、そういう部分はある意味では事務にたけた、そういう協力員の方が地域に入って「こうやれば自主防災組織できるよ」とか「自分が災害の時には居られないけれども、こうやったら自主防災組織は」と、まあ町内会と一体ですよ。同じことですけれども。こうやってという部分について、私は日頃からもっと援助したらどうだという意味だったんです。

それで課長。この北海道のアンケート。私言ったのが間違いなのか、もう一回聞きますよ。江差町は同意方式と手上げ方式。つまり自分は要援護者だと、助けてくれと、支援を必要だという部分については同意する。要は本人の納得ですよ。それだけですか。町から一方的というか、町から情報出しますというのが、関係機関共有方式と国で言っているんですけれども。この調査で3つをミックスしたやり方だと。知りませんか？課長、この調査って。

いずれにしても、そういう情報を自主防災組織などに一定程度出すという部分については、江差町は全然考えがないということなのかちょっと確認。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

先ほど言いました、あくまで本人の同意が基本でございます。

私先ほど町内会・自治会通して取りまとめる場面も出てくるという事でございますが、これはあくまでも同意を前提としての考え方でございまして、同意を全部もらってから町内会の方に情報を提供するという事ではなく、この取りまとめの段階で途中でも同意を得ながらの情報の実態の把握とか、そういうのを町内会さんとか民生委員さんをお願いして、台帳の整備をしていきたいと考えております。

「小野寺議員」

ある程度、加味するという意味ですか。

ちょっと良く分かんないんだけど。今の答弁。

ごめん。議事進行。すいません。

(議長)

町民福祉課長。

最初の質問ありましたから、もう一回、詳しく説明してあげてください。

「町民福祉課長」

先ほども言いましたように、情報機関との情報共有というのは当然、避難支援して頂く、行っていくためには当然そういう情報共有していかなければならないという事ですので、先ほどの手上げ方式、同意方式それから関係機関との情報共有方式というのは密にされた考えです。

「小野寺議員」

はい。了解。

(議長)

はい、小野寺議員。3番目の質問。

「小野寺議員」

情報共有も含めて検討するという確認をさせていただきました。

大きな3番目ですが。

地域防災計画の中に第28節に広域応援計画というのがありまして、そこで北海道とか市町村とか姉妹町と言うんですか、との防災協定の締結状況ということであがっていますけども。これではよく中身が分からないのでお聞きしますが、3・11の時も色々自治体聞いたり調べたりしましたら、一般的な災害応援協定と言うんですか。災害対策基本法の67条とか68条に基づいてそういう必要な時には応援をもらうという。そういう一般的な事ではなくて本当にその地域、江差町とA町、江差町とB町とでお互いに地域の実態もある程度把握しながら、そして一定の災害規模も想定しながら、そういう具体的な援助協定を結ぶという所の連絡がないと「連絡がなければ何かあったな」という事で、一目散にその協定の内容で駆けつけたということが、かなり実効性があるということもありました。

それで分かりませんので、江差町がそういう部分で結んでいるという事であればそれでよろしいのですけれども。私としてはそういう一般的な協定ではなくて災害規模にもよるかもしれません。少し近間の所、少し遠い所、もうちょっと離れた所という3段階くらいで一定のそういう姉妹都市的な所も想定したところをこれから話し合いしながら援助協定と言いますか、作るという事もすごく大事な事だと思いました。その点、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

(議長)

「町長」

「町長」

他の自治体との災害総合援助協定についてのご質問でございますが、平成9年に災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定を締結してございます。これは北海道と町村会、市長会の三者による協定で被災市町村のみで十分な応急措置を実施できない場合に、全道の市長村から必要な食糧や飲料水などの提供や斡旋、車両の提供や職員の派遣などで相互に応援できるようになっている訳であります。

平成12年に有珠山が噴火した際に、全道の自治体が職員を派遣したのも、この協定に基づくものでございます。また、道外の自治体との協定につきましては私の段階ではありませんでしたが、平成9年に神奈川県の大磯町と災害時の応援協定を締結し、現在も継続しております。そのほかにも開発局との災害協定、民間企業との物資・復旧支援などを目的とした協定を結んでおり、今後必要に応じた対応を図って参ります。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

私これ何で取り上げたかといいますと、今回江差町の消防も含めてですね。それは充分に分かっております。その北海道の先程言った地域防災計画にも載っていますので、それは分かっているつもりですが。問題はやはり1分1秒争うという部分で一定の状況を判断したり、一定の仕組みが分かっているからという事でそれが1時間、半日、2日という部分をおくのかというのと。どこだったかな、気仙沼？あっちこっち聞いてて。災害があつて、結局お願いとか何もできないですよ。被災地の方は。それから今回特に広域応援という事で北海道だとか他所の県だとかというのは全体まとめるとか何とかで結構、時間掛かっているんです。早い所から比べたら半日、1日掛かっていたんです。それがあつた所はテレビを観てすぐに出かけたという部分については、当初からお互いそういうようなやりとりをしていたという部分がありました。その時は保健師だとかかなり専門的な部分も含めてとにかくすぐ行くと。分からないけれども、とにかくあの状況だったら絶対必要だと。

そういう応急的な対応がとれるように、私はこの大磯町との関係などを含めてきつとなっていない。こっちが勝手に判断すれば行くという事になっているのか分かりませんが、そういう意味で私言ったんです。それが含まれているというならいいのですが。そうでないとすると、ここは研究の余地は、私はあるのではないかと。江差町が助けられる場合もそうだと思うんですよ。含めて、その点もしコメントあれば。

(議長)

「町長」

「町長」

助けられる方と助ける方との違いはあると思いますけども、それは一刻も早くという思いは私もあります。今回の東日本大震災の例をとりますと、いち早く檜山管内でも派遣を出そうという事は決めたんです。ですが、相手方の立場からすると今来てもらっても迷惑。対応に苦慮する。おまけに道路が寸断されて行く術が分からない。

そういう状況下の中で、小野寺議員のおっしゃるような事については私もよく分かるのですが、これは行く術がない。ですから相手方の市町村長と連携を

とった段階で、一番ベストな時期に行こうという事になっておりました。

私も本来であれば町村会の段階で、桧山管内の首長に「行こうか」という話もしてあったのですが、それは「首長達が行って何になる」と。「それよりも一生懸命、汗をかいてくれる人が行った方が相手方としても重要ではないか」と派遣の実態にした訳ですから、気持ちはよく分かりますけれども相手方との調整を含めた対応をした上で今後も進めていきたいと思っております。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

4番目ですが。

今回、江差町地域福祉計画。地域福祉実践計画ということで、いま最終部分になってきているのでしょうか。議員協議会でも説明を頂きました。

議員協議会ではあまり言わなかったのですが、今年どうやって進めていくのか率直に思っております。前段との防災との関係で言うと、日常的に地域の繋がり、日常的に地域の要援護者、日常的な助け合い。これが災害時に生きるという意味では江差町地域福祉計画が実践されることそのものが、私は防災対策になると思っておりますし、そういう観点化から4番目起こしたんですけども。

時間ないので、先に言いますが。これを見ますと、新しい仕事は何かあるのかな。結局今までの江差町の既存の事業をこの地域福祉計画というふうに一本化しただけ。ただ前段、論議しました要援護者の部分については、これはかなり積極的な計画だなという事は評価いたしますが、全般的にどうなのかなという意味合いで4番目を起こしました。新年度どういうふうに進めていくのか。それから社協と地域の協力体制。要援護者の対策を別にすると全く見えない。私は見えないです。その点を教えて頂きたい。よろしく申し上げます。

(議長)

「町長」

「町長」

小野寺議員の答弁になりますと、答弁書に無いことをいっぱいしゃべるものですから、係から怒られるのですが。

この福祉計画においても行政で作った訳ではないんですよ。委員を委嘱しながら皆さんの意見を取り入れて、前向きな形で策定し皆さんにご理解をいただこうと。且、地域の中でもご理解して頂こうと。こういう形で作られた訳であ

りますから、作った結果後ろ向きのようなお話をさせてもらえば、前向きに答弁できる形ではないなと思っておりますけども、答弁書によってご答弁を申し上げたいと思っております。

地域福祉の推進にあたっては、計画の各推進事項における関係係との協議を定期的に行いながら連携して取り組むとともに、本年度より社会福祉協議会に地域福祉専任職が配置し、一体となって、計画の進捗状況を確認し合いながら進めて参りたいと考えております。

また、協力体制については、地域住民・団体・社会福祉事業者などで構成される地域福祉推進会議を開催して、地域課題を共有するとともに、地域における支え合い・助け合いに理解を求め、地域の参画を得た「三世代交流事業」や「ふれあいいきいきサロン」などの推進を図って参りたいと考えているところでございます。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

もし私の言い方が間違っていればお詫びします。ので、改めて確認した上で謝るか、私の主張は撤回しないとなるか。これは担当課長になるかと思いますが。課長教えてください。

先程も1問目で言いましたが、私は全部が後ろ向きで言っている訳ではないです。何回も言いますが、頂いた地域福祉計画の要援護高齢者等の見守り体制の推進とか、災害時の要援護者の支援体制の推進。これについては本当にここまで来たなという部分については、これからの部分も含めて評価していますが。課長、教えてもらいたいのはそれ以外。それ以外に予算付けも含めて、事務局が。町内会連合会の事務局だとか、老人クラブ連合会の事務局だとか、高齢者事業団の事務局が社協に行ったというのは方法論。その方法論も私は評価している部分ですけど。

そうではなくて、私が聞きたいのはこの地域福祉計画の中に「よし分かった」と。「こういう事で新たな枠組み、新たな地域もしくは社協を取り込んだ部分でこういう部分があるんですよ」という事をちょっと教えてほしいんです。私、読めなかったというか、探せなかった。教えて下さい。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

今議員、計画書をお持ちのようすけども、14ページの方に施策の体系というフロー図みたいなところがあります。それで先程町長も申しましたように地域の課題を抽出しまして、その課題をどう解決していくかという事で、こういう施策が必要だという事で位置付けられておりますので、当然前から行っている事業なりそれは当然逐一やっていますので、それを位置付けているというのは当然その中にもありますし、先程町長答弁申し上げましたように三世代交流事業とか。これは子育ての過程ばかりでなく、地域で子育てを応援していこう、支えていこうという事で三世代が一同に会していろんな事業展開をしながら、お母さん達が仲良くなって子育ての悩みが日頃からその場面で言えるようなそういう事業を展開していこうという事で新たに三世代交流事業というものを設けています。

それから「ふれあいいいききサロン」。現在町内1ヶ所でそのような目的で開催されている箇所がありますが、全町内会では出来ないのですが要所、要所において高齢者が、特に1人の高齢者が家の中でひきこもりがちにならないように外出するよう積極的になげかけてそういう場所でお話しながら生きがいを感じて頂くという新しい事業も展開しております。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

総括の部分はいいのですが、具体的に言えば16ページに三世代交流事業。これ何年か前にあれは教育委員会でしたか、子供会かな。来て、三世代交流やった。私も直接関わってやったことあるのですけれども。予算的にどうなっているのか教えて頂きたい。のと「ふれあいいいききサロン」これ予算的にどういうふうになって、この1年間でどういうふうを考えているのか。三世代交流も含めてちょっと教えて下さい。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」

予算的な質問でございますけれども、この計画はこの間できましたので。それで5年間の計画でございます。だからと言って、24年度はやらないという事ではなくて、その中で詳細に協議していかなければならないんですけども、予算の掛からない方向をしながら、また次年度の計画というか事業の展開を図っていこうという事でございます。

(議長)

以上で「小野寺議員」の一般質問を終わります。